

福井市東藤島地区社会福祉協議会規約

第1章 名称および事務所

- 第1条 本会は、福井市東藤島地区社会福祉協議会と称する。
第2条 本会の事務所は、東藤島公民館内に置く。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は東藤島地区内のすべての住民が健康で文化的かつ楽しい生活を営むことが出来るよう地区住民が相協力して地区全体の福祉を増進し、明るく住みよい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 住民の福祉に関する調査研究並びに総合的企画。
 - (2) 住民の福祉増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整および活動助成。
 - (3) 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地区ぐるみの福祉活動の実践。
 - (4) 福井市社会福祉協議会との連絡調整。
 - (5) その他、本会の目的達成に必要な事項。

第3章 組織

- 第5条 本会は、東藤島地区内に居住する全住民全世帯を持って組織する。
第6条 本会の事業運営のために、委員会或いは部会を置くことが出来る。

第4章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|------|-----|------------------|
| 会長 | 1名 | |
| 副会長 | 2名 | (内1名は民生児童委員とする。) |
| 常任理事 | 若干名 | |
| 理事 | 若干名 | |
| 監事 | 2名 | |
- 第8条 (1) 会長、副会長、常任理事は理事会において選出し、総会に於いて承認を受ける。常任理事のうち1名を事務局長とする。事務局長は会長が指名し、本会の庶務会計を掌るものとする。
(2) 理事は、自治会連合会、老人会連合会、保健衛生推進委員から若干名と民生児童委員、福祉委員と事務局長を充てる。
(3) 監事は、自治会連合会幹事、民生児童委員各1名を充てる。
- 第9条 (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。
(3) 常任理事及び理事は、会議の重要事項の審議決定をする。
(4) 監事は、本会の会計監査を行う。
- 第10条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べる事が出来る。
- 第11条 (1) 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
(2) 役員に欠員が生じた時は理事会において選出し、補充することができる。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(3) 役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第5章 代 議 員

- 第12条 (1) 本会に、代議員を置く。
(2) 代議員は、各自治会長、各団体長、保健衛生推進委員を充てる。
(3) 代議員の任期は、第11条の役員の任期に関する規定を適用する。

第6章 会 議

- 第13条 会議は、総会・常任理事会・理事会とする。
(1) 総会は、会長が招集し、その議長となる。
(2) 総会は年1回（年度始め）に開く。ただし特に必要ある場合は、臨時に開くことができる。
(3) 総会は役員、代議員の合同会議をもってこれに充てる。
(4) 常任理事会・理事会は必要に応じ随時開く。
(5) 会議は、半数以上の出席で成立し、出席者の半数以上の賛意を持って議決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 第14条 総会の会議事項は、次の通りとする
(1) 事業報告、決算の承認
(2) 事業計画、予算の承認
(3) 役員の承認
(4) 規約の改廃の承認
(5) その他必要と認める事項
- 第15条 常任理事会・理事会の会議事項は次の通りとする。
(1) 総会に付議する事項
(2) 事業推進に関する事項
(3) その他必要と認める事項

第7章 会 計

- 第16条 本会の会計は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日を持って終わる。

- 付則 この規約は昭和59年6月16日より施行する。
平成22年6月16日に一部改正施行する。
平成23年4月22日に一部改正し施行する。
平成24年4月20日に一部改正し施行する。

(慶弔規定)

本協議会委員（会長、副会長、事務局長、常任委員、民生児童委員、福祉委員、保健衛生推進委員）の死亡・傷病または災害を受けたときは、次により弔慰金および見舞金を送る。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 委員が死亡した時（代表が通夜・葬儀に参列） | 10,000円 |
| (2) 委員の父母・配偶者の死亡（代表が通夜・葬儀に参列） | 5,000円 |
| (3) 委員の傷病により1ヶ月以上入院・自宅療養したとき | 5,000円 |

その他必要により役員が相談し決定する。